

令和7年度 第1回新潟地方労働審議会家内労働部会議事録

1 日時 令和8年3月4日（水） 15：00～16：10

2 場所 新潟美咲合同庁舎2号館2階 労働局会議室

3 出席者

公益代表委員 畠山部会長、長谷川部会長代理

家内労働者代表委員 小林委員、遠藤委員

委託者代表委員 徳武委員、近田委員

事務局 中井労働基準部長、金丸賃金室長、
金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議題

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 新潟県作業工具製造業最低工賃及び新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の廃止に関する申出について

(3) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

〔事務局〕 室長補佐

ただいまから第1回新潟地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。私、賃金室補佐の金安と申します。よろしくお願いいたします。これから先、着座にて説明させていただきますと思います。

はじめに、本家内労働部会に関しては久しく行われておりませんでしたので、今回開催に至った趣旨について簡単にご説明させていただきます。先ほど上の階の方で行われておりました新潟地方労働審議会におきまして、家内労働法に基づく最低工賃の審議を行うところとされています。

地方労働審議会令に部会を設けることができる規定がありまして、新潟地方労働審議会運営規定において、労働災害防止部会と家内労働部会を置くことができると規定されています。また、家内労働法には、審議会での最低工賃の決定改正について調査審議を求められたときに専門部会を置くという規定があります。地方労働審議会令においては、その部会は最低工賃専門部会と規定されています。ただ、このしばらくの間、最低工賃の改正自体は見送りが続いておりましたので、家内労働部会や最低工賃専門部会を置かずに、本審で見送りの説明をさせていただいて、議決に至っていました。

今回は、最低工賃の廃止の申出があったため、家内労働部会が置かれたということです。
ご多忙のところ、恐れ入りますが、審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、委員の方について、ご説明させていただきます。

本部会の委員に関しましては、地方労働審議会令によって、新潟地方労働審議会議長が、公労使から指名をするという規定になっています。12月に行った地労審において、会長に指名のお願いをさせていただき、皆様をご指名されるに至ったということです。委員の皆様におかれましては、新潟地方労働審議会で同席されておりますので、紹介につきましては、割愛させていただいて、資料の名簿をもって代えさせていただきます。

次に、本日、この部会の定足数について、ご報告いたします。本日、委員の方全員ご出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の要件、定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立しているということをご報告いたします。

また、本部会に関しましては、新潟地方労働審議会運営規定第5条及び第7条に基づいて公開することになっています。そのために傍聴者の方を公募しましたが、応募がなかったということも併せて報告いたします。

それでは議題の方に移らせていただきます。

はじめに、(1)の部会長、部会長代理の選任に関してです。

これに関しては事務局で進めさせていただければと思います。

最初に、部会長の選出についてです。部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第4項に、部会の公益の委員のうちから、当部会に属する委員が選挙をするという規定になっております。つきましては、公益の方、お二方ということになりますが、立候補を募りたいと思います。いかがでしょうか。

もし、おられないようであれば、本部会に関しましては本審の会長が委員の指名を行っておりますので、事務局として、会長に部会長もお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。何かご意見等ありますでしょうか。

[各委員]

異議ありません。

異議なし。

[事務局] 室長補佐

ありがとうございます。

それでは、会長に家内労働部会の部会長もお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、地方労働審議会令第6条第6項に部会長代理の規定がありまして、部会長が公益委員から指名をすることになっています。

ただ、本部会の公益委員の方、2名ですので、お一人が今、部会長として決定されました

ので、残る長谷川委員に部会長の代理の方をお願いしたいと思います。ご了解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、進行をこれから部会長をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔畠山部会長〕

はい、それでは引き続きよろしくお願いいたします。挨拶も先ほどさせていただきましたので割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

では早速、議事に入らせていただきたいと思います。

審議に先立ちまして、新潟地方労働審議会家内労働部会運営規定第6条において当部会の議事については原則、議事録等を作成して部会長並びに部会長が指名した家内労働者を代表する委員及び委託者を代表する委員のそれぞれが署名すると規定されております。

本日の議事録署名委員として、家内労働者代表委員から小林委員、委託者代表委員から徳武委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事次第（2）新潟県作業工具製造業最低工賃に係る諮問についての審議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局〕 賃金室長

はい、賃金室の金丸です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、今回ご審議いただきますのが、作業工具と洋食器・器物ということになっておりますので、ご承知ください。

資料2、3をご覧くださいと思います。2の方が作業工具の最低工賃、3の方が洋食器・器物の最低工賃になっております。新潟県においては、4つの最低工賃が定められておりますが、今回は新潟県作業工具製造業最低工賃と新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の2つの工賃についてご審議をお願いしたいと思っております。諮問の内容について、説明させていただきますと思います。

まず、資料№4をご覧くださいと思います。諮問の写しになります。本諮問は新潟県作業工具製造業最低工賃及び新潟県洋食器・器物製造業最低工賃について、新潟県作業工具工業組合、そして日本金属ハウスウェア工業組合及び日本金属洋食器工業組合から、令和8年1月28日に、廃止の申出をいただいたため、新潟地方労働審議会運営規定第2条第2項に基づいて、2月4日に畠山会長にこの諮問を手交させていただいております。また、諮問の際には、意見聴取が必要となりますが、諮問したこの2月4日から、会長名で意見の聴取の公示を行っております。

法定の2週間経過した令和8年2月18日まで関係家内労働者及び関係委託者から、意見がありませんでしたので、この場で報告させていただきます。

なお、廃止の申出が行われた端緒ですが、この後説明させていただきます第15次最低工

賃新設改正計画の作成指示が厚生労働省から通達されたことから、本日も審議いただく2つの最低工賃が平成13年から改正されていない状況や平成26年以後の実態調査の結果を事業者組合に相談させていただいた結果、申出が行われることとなりました。

次に、第15次最低工賃新設改正計画について説明をさせていただきます。

資料の8になります。4つの最低工賃が新潟県ではあるところですが、厚生労働省から示される最低工賃新設改正計画に基づいて、3年サイクルで実態調査を行いまして、毎年改定の協議をすることとなっております。そうしていたところ、令和7年度から始まる第15次最低工賃新設改正計画においては、経済情勢や地域の事情、また最低賃金の最近の引上げの状況を踏まえて、これから2年サイクルで実態調査を行い、改正の協議を行うよう指示があったところです。記1(1)に、計画的な改正という項目がありますが、3行目ぐらいですね。これを2年にするなどの対応を図ることの説明があるところです。また、記の3で、裏のページになってきますが、最低工賃の統合または廃止の検討について、実態調査に合わせて、最低工賃が適用される家内労働者が100人未満に減少し、増加する見通しがないなど、実効性が失ったと思われる最低工賃については、2つ以上の最低工賃と統合する、または廃止することも検討するように指示があったところです。

今年度、新潟県作業工具製造業最低工賃と洋食器・器物製造業最低工賃について実態調査を行っております。

この実態調査につきましては、家内労働法に基づいて、毎年4月に家内労働者の状況を委託者から労働基準監督署の方に報告いただくことになっておりますが、その全ての該当する委託者を実態調査させてもらっております。その実態調査の結果について、続いて説明させていただきますが、それが資料9と10になります。

まず、作業工具の方の実態調査の結果についてご説明させていただきます。

資料9の1ページ目にその概要を記載しております。調査時期は令和7年の10月から11月の間に行いました。調査対象の委託者は9社となります。なお、この9社は委託状況届で確認した全数になっております。回答につきましても、この9社からいただいております。

調査の結果は、次のページから下のところからスタートしますが、裏の20ページのところを見ていただければと思います。図1ですね。新潟県における作業工具製造業の委託者、家内労働者は、全体としてオレンジの9委託者がいまして、家内労働者が53人いると調査結果で分かっています。これまで、3年毎調査を行っておりますので、一番右が令和7年で、その前が令和5年というふうになっておりますが、人数で見えていただきますと、100人を超えるところはない状況ということになっております。

次に、そのページの下の方のグラフになりますが、これは新潟県作業工具製造業最低工賃が適用される、先ほどは作業工具製造業全体の家内労働者の状況で、こちらは作業工具製造業最低工賃が適用される委託者数、家内労働者数です。工賃が適用されるというのは、最初に見ていただきました表の作業をやっているというところになります。該当するのは2社、また、人数は6人ということになっています。

先ほど改正計画の通達で 100 人未満という説明をさせていただきましたが、この 100 人未満はこの 6 人をみてということで考えていただければと思います。最低工賃の次に品目などの資料が A 3 で織り込んでおります。

この左側のところが作業工具の中でも最低工賃が定められている商品や規格や工程ということになっておりますが、真ん中の付近に委託者数、家内労働者数、補助者数ということで記載されておりますが、その決められた品目等に該当するところを区分しております。先ほど委託者が 2 社という説明をしましたが、これを A 社、B 社ということで分けて記載しております。空欄は適用される家内労働者はいないということになります。見たとおり、多くても同じ工程では 3 人、委託者 A、B というのは重なることなく別の工程品目という結果になっております。

工賃の額について、右の方を見ていただきますと、最低工賃は一つごとの単価となりますが、実態の工賃の決め方は工程ごとに決めているところもありますので、最低工賃との比較がなじまないところがあります。決められている最低工賃は、工程の横のところに、新潟県作業工具製造業最低工賃と一番上のところだと 23.48 円と書いてあります。ここが法律の金額です。

今見ていただいた右側に、最高 28 万とか最低 3 万とか、これが実態の回答いただいた答えの金額になっております。ということで、ちょっと金額の決め方が馴染まないというようなことがあります。

後で説明させていただきますが、この調査結果の最後部にもあるんですが、聴き取りした結果として、家内労働者が減少してきて、委託できる人は限られておりまして、協力関係を維持していただくためにも、消耗品の費用も含めて、1 日 2 万円程度になるような金額に決めているというお話を聞かせてもらっております。

次のページへ行っていただきまして、ここからは最低工賃に関するアンケートのような内容になっております。回答の全体から見て、工賃の廃止について支障があると回答したものは 24 ページのとおりとなっております。

聴き取りの結果が 25 ページに続きます。わずかな時間で見ていただくことになり申し訳ありません。

続いて 27 ページのところから洋食器・器物の同じく調査した結果になります。

1 ページ目には同じく概要を書かせてもらい、先ほどと同じく調査したのは 10 月から 11 月ということになります。調査した委託者は 23 社になります。23 社は委託状況届で確認した全数になります。

回答いただいたのは、このうちの 21 社ということになっております。

調査結果ですが、新潟県の洋食器・器物製造業、これも最低工賃適用ということではなく、業種全体の委託の状況、家内労働者の状況が上のグラフになっております。令和 7 年のところ 23 社、164 人ということになっております。こちらでは 100 人をこの業界では超えているということになりますが、最低工賃が適用されるのは下の表になりまして、委託者は 5 社、

家内労働者が20人ということになっております。先ほどと繰り返しになりますが、第15次の改正計画で100人未満というのは、この20というのを見ていただきますので、これも平成25年から調査していますが、100人を超えるようなことがなく、下がってきているというような状況になります。

次の29ページのところから、先ほどと違いますが、決められた最低工賃の一つずつの状況についてグラフ化しているものになります。

最初のものは、品目がデザートスプーン、規格2mm、工程が縦コバスリ及び面とりの最低工賃で、右端の令和7年のところで見ますと、委託者は該当する仕事をしているのは2社、2社のうちですね、安い工賃の方は8円、高い方が10円というような見方になります。

令和4年のところを見たら1社で5円だったということで、平成28年のところは、この2社ありますけど、3.5円と5円のところがあった、令和元年はなかった。委託をしてませんということを表しています。また、黄色の線で1.58円と書いてあります。これが最低工賃になりますので、この確認した状況では、法律の1.58円を上回る状況で、委託者が家内労働者に仕事を出しているということがわかります。この後のグラフは同じような考え方で作っておりまして、その品目なり工程なりごとに、委託者数、委託者がおられましたら、その金額について、平成25年からの推移を見ているところであります。器物については、委託者がゼロとなっています。器物については、お話を聞いたところ、オープンサイザルという研磨材が一般化してしまっていて、研磨の段階的な作業が省略できるようになり、この最低工賃の工程と合わなくなっているとのことです。研磨の仕事はありますが、最低工賃の工程と合わないというような状況になっていることをお聞きしております。

また、グラフのあとの資料はアンケートの結果になっております。また、聴き取りさせてもらった中身についても記載しております。結果は、存続を希望するところはなく、最低工賃は実態に合ってませんよと。これ、最低工賃で仕事を受け入れてくれるところはほとんどないというような回答をいただいております。

以上、2つの最低工賃の状況について説明させていただきましたが、関係者からお伺いする話では、適用される家内労働者数は、減少から増加に転じる見通しはなく、また委託者として、家内労働者が減って生産量が確保できなくなるリスクを回避するため、内製化も進められているそうです。

家内労働者にはコスパと技術に魅力があるところですが、残っている家内労働者の方にできるだけ継続的に協力していただきたいということもありまして、金額については家内労働者が希望するような条件を受け入れながら取引しているとのお話です。その工賃の相場については、ひと月の工賃収入を、委託者の工場で働いている労働者の賃金を参考にしてしていると聞いております。また、JISの規格が工賃に当てはめられていますが、近年はJISではなく、顧客のニーズに応じた製品を作るようになってきていますので、規格的にも品目的にも工程的にも、その多様なところがありますので、工賃を決めていくというのは、困難かなというお話も聞いております。

最後に、家内労働者と委託者からの諮問に伴う意見聴取について報告させていただきます。2月8日に労働局長から審議会の会長宛てに諮問させていただき、法律の2週間意見の公示をさせていただきましたが、意見はなかったということを報告いたします。

また、仮にこの最低工賃が廃止になった場合ですが、引き続き家内労働法という法律の適用は受けます。なので、委託状況届とか、委託者及び家内労働者の数値というのは把握されていきます。

また、家内労働指導員という者が、県内を回って、安全衛生の指導をしており、そういう対象になることは継続されます。

以上が最低工賃の説明となりますが、諮問についてご審議をお願いいたします。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございました。資料たくさんありましたけども、ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見ご質問等があれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

〔家内労働者側 遠藤委員〕

労働者側の遠藤と申します。お願いいたします。

当組織でも、家内労働者のところに視察をさせていただきまして、ご意見等々お伺いした内容は、先ほどご報告があった内容と乖離はありませんでした。

内容としてはやはり後継者がいないので、やるとしても自分の代で終わりですということと、示されている最低工賃が実態に合っていないということは強く申されておりまして、この金額で受けるところはないんじゃないかというご意見等々も受けております。

受託するときの工賃の決め方としては、自分で見積りのやりとりをした上で受けるか受けないかをご自分で決められているというようなどころがありましたので、作業にかかる光熱費とか、その辺を上乗せした形で、このぐらいならやりますという形で受けているところなので、この最低工賃の廃止に伴っては、賛成という言い方はあれですけど、やむなしという意見です。

ただ、作業環境としては決して良くないというような状態でしたので、先ほど法律で視察に行く指導ができるということでしたので、そちらの方は徹底して行っていただければというふうに思っております。以上となります。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございました。

聴き取りありがとうございました。その他いかがでしょうか。

はい、近田委員。

〔委託者側 近田委員〕

商工会連合会の近田です。不勉強なので教えていただきたいということも含めてお聞きします。今、遠藤委員からは現場のお声を確認されたということだったので、非常に良かったかなと思うんですけども、このご説明いただいた中で言うと、この委託者というのがいわゆる外注を出す側で、家内労働者が仕事を受ける側ということは、旧来の下請法で言えば、元請と下請という扱いになっているみたいですけども、いわゆる家内労働者がいわゆる下請側ということですよ。そうしたときに、アンケート調査をされているときに、元請側の意向調査をされているんですけども、下請側のヒアリングなり調査というのはされるんでしょうか。ということが一点です。

もう一つ、作業工具にしても、器物、洋食器にしても、このグラフを拝見すると、上と下にグラフがありまして、100人未満、該当になるのは、この下のグラフのこの数字という説明をいただいたんですけども、ということは、今回の最低工賃の該当じゃない家内労働者がかなりいるということになります。結構数字に差があります。例えば20ページでは、作業工具で言えば、上のグラフの家内労働者が53人に対して、実際に最低工賃が適用になる対象が6人ということなので、そうした場合47人は最低工賃の対象外の方々がかなりいらっしゃるということなんでしょうか。また、数字的なことで言うと、先ほど特に洋食器の方でグラフになっていましたけれども、既にこの最低工賃を上回るところで設定をされ、しかも先ほど遠藤委員からお話がありましており、この数字であっても仕事を受けられないという現状の中で、実際に実態にあった取引がされているということである、これを廃止したことによる影響はないのかなという理解でいいのかなということの3点確認をさせていただければと思います。

〔畠山部会長〕

はい、事務局お願いいたします。

〔事務局〕 賃金室長

ご質問ありがとうございます。まず、調査についてですが、おっしゃるとおり、これは発注者側、委託者に対する調査ということになっています。

家内労働者の方には、仕組みが分からないという方が個々に見ると多いところがありまして、結果がまとめられないことが去年の調査ではあったものですから、事情を分かっている会社に、また不足については個別聴き取りしながら、結果をまとめていったところです。今回、この最低工賃で守られているのは受託者の方ですので、そちらの意見が非常に大事かと思います。

そこで、受託者側の委員の方に事前に相談させてもらいまして、慎重な審議を行うにあたって、この場に家内労働者の方を、臨時委員として来てもらって、お話を伺うこととかも考えて、候補を募らせてもらいたくご相談させてもらいましたが、本業を置いて、ここへ

来て、お話しするというのはなかなか難しいというようなご回答をいただきました。そこで、先ほど遠藤委員にお話いただきましたが、家内労働者の方を訪問して意見を聴取し、その内容をご説明いただいたという次第です。

なので、具体的なペーパー的なものを今回ご用意はしていないところですが、もし家内労働者の方がどうおっしゃってましたかというところがあれば、遠藤委員に補足で聞いていただければ、ありがたいと思います。

2点目が、この人数、差があいて、他にも人数がもうちょっといるんじゃないかというお話です。

おっしゃるとおりで、家内労働ということで、それを稼ぎに生活をしていらっしゃる方は、この人数に適用されない人の方が全然多いところでもあります。なので、本来はそういう仕事されている方がどうなのかということを把握しながら今定められている工賃の品目とか工程を見直して合わせていくという方向もあるところですが、先ほど言いましたとおり、例えばこれはJISの規格とかに基づいて、工具の方であれば、その商品を元にして最低工賃を決めていくところですが、今は軽くて、耐久性が良く、隙間がなく、楽に動くような商品作りというのがどんどん提案されながら進化していった実態があり、そういう付加価値あるものを日本の企業が作っているというところもあって、いただいたパンフレットも、ものすごい量の商品がありまして、その中でどれに最低工賃を適用するのかというのも、非常に定めるのが困難で、ある商品の最低工賃を決めたとしても、適用される人が非常に少ないという実態があるものですから、工程や品目を見直すというのも事実上難しいというのを私も考えますし、委託者の方も考えられているというような実態でございます。

影響については、徐々に高齢化で作業する人が減ってきているところですが、技術とかコスパについてはまだまだ魅力のある人達で、その人たちが金額安いからやめるというふうになっていくっていうのは、委託者の方としては望んでいなく、お互い協力してやっていく、仕事を断られると委託者が困るという状況で、最低工賃が定められた時とは状況が違ってきます。申出された工業組合からは、数年前から廃止のご意見をいただいておりますが、3年に1回の調査で、5回分の調査を載せておりますけど、慎重に見てきたところです。受託者の方がここへ来て話しを聞いた方がいいんじゃないのかなというお話があれば、次回こういう場を設けてやるということもできます。ただ、本日のところは協力が得られないということで聞いたことを説明させていただいております。もしよければ遠藤委員から補足で、家内労働者側の聞かれてきたところをもう一度お願いできたらなと思います。

[畠山部会長]

お願いします。

[家内労働者側 遠藤委員]

実態として、ご子息の方とかも継ぐ気がないというのがおっしゃったことで、この最低

工賃があったとしても、この金額では自分も受けませんというふうにおっしゃっておりまして、最低工賃の何倍以上の工賃で今お仕事を受けられているというような状況というところで、この最低工賃はなくてもいいんじゃないかということを率直にご意見として伺ってきております。

〔畠山部会長〕

小林委員、お願いします。

〔家内労働者側 小林委員〕

私も一緒に行ってきましたけど、同業の方がどんどん減ってきている関係もあり、受託側が優位になってるというか、うちが受けないと他にも回せないっていうことが分かっていることもあるようですし、かなり受注数も多く、売上とすれば非常に良い感じも見受けられました。後継者がいないという話がありましたけど、見ている感じだとそういった手に職をつけたがっている人は大勢いるので、おそらく、ある程度の規模の会社から自分で手に職をつけて、これだったらいけるってなったら多分独立してくるんじゃないのかなと、後継というよりは、独立してまたそこで同業の方が一つ少し残っていくような、そんなイメージもずっと持ったところですね。完全になくなりはしないのではないのかなという感想を持ちました。

家内労働者が作業している部屋は、この部屋の4分の1ぐらいの部屋でした。作業に必要なものが全部その部屋の棚に入っていて、そこで椅子に座って作業していました。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございます。

近田委員お願いします。

〔委託者側 近田委員〕

ありがとうございました。現場の実態、わかりました。

感覚とすると職人さんの世界で、先ほどの家内労働法という法律の話がありましたが、法的には労働者としての扱いになっているからということではないんでしょうか。

個人事業主ですと、私のイメージだと燕の研磨を生業としている方々のイメージがありますが、その一方で繊維業界ですと内職とか、昔、機織りの出旗っていうことで仕事を引き受けてる方が、昔いらっしゃったんですけど、そういう内職の領域なのか、いわゆる私も委託者側で参加させていただいているんですけども、支援機関でもあるので、経営支援をする相手先として、個人事業主は、商工会なり商工会議所の会員さんでいらっしゃるわけですけども、そういう領域という理解でよろしいでしょうか。

〔事務局〕 賃金室長

ありがとうございます。個人事業主というイメージが分かりやすいと思いますが、もう少し正確に言うと、この家内労働法の適用を受けるのは、メーカー等からものづくりの業務を受ける内職です。ホームページを作るような内職、個人事業主、フリーランスっていうのもありますけど、家内労働法はものづくりで材料を預かり、作業をして、そのメーカーなり各会社にお返しするものが適用になります。また、個人事業主を想定していますが、家族の人を手伝わせるのは、家内労働法の範疇には入っています。ただ、他の人を使うとなると、これはもう従業員っていうことになりますので、雇用契約になってきます。家内労働は個人事業主なので、いわゆる労働基準法の労働とは違うとご理解いただければと思います。

〔委託者側 近田委員〕

ありがとうございました。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございました。

はい、徳武委員。

〔委託者側 徳武委員〕

使用者の立場からです。

先ほど、遠藤委員からあったお話の裏返しになってしまいますが、審議会の資料6や7にあるとおり、業界団体の方から申出書が出ておりまして、資料の7を見ていただくと、名前が隠れていますが、長谷川部会長代理もご存じの方のお名前が載ってまして、おそらく、この法律というのは、昔に地場産業が盛んでこういったものに従事する人が多く、要は安く作って安く売る時代に、いわゆる買い叩きを防ぐために作られた法律だというふうに私は理解しています。そういった趣旨から言うと、やってる人が減ってきたからというものもありますが、これがないことによって不当な買い叩きとか、そういったものが起きるか起きないのかというのが大事だと思います。

先ほど遠藤委員もおっしゃられたのですが、申出書に名前が書いてある方、私は皆さん存じ上げていて、いろんな機会にお話を伺うことがあるんですけども、この話をすると、「今そのぐらいの値段でやってくれる人なんかいてね」っていうのが必ず返ってくるんですよ。こういうのが残ってるっていうのは、さっきからいろいろお話があるように、製品が多様化しているとか、内製化が進むとか、あるいは製造工程が変わるとか、やり方が変わるとか、ロボット化するとかっていろいろある中で、それができないものが今残っているというところだと思うんですけども、そういう意味では、さっき言ったようなそれぞれ売り手市場なので、この人たちをお願いしてやってもらわないと、困ってしまうという実態があるというのと、やはり業界としても今この世の中なので、工賃を安く買いたたいていいんだと

ということには、決してそういう考え方ではないので、言い値という話もありましたけれども、言い値というよりも、やはりやっていただける、共存共栄ができる価格、工賃で仕事を発注している、受託しているということだろうと思いますので、今回廃止になって実害があるかという、そういう懸念はないのかというふうに思われますので、私としてはこれ廃止してもいいのかなというふうに思っております。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございました。徳武委員のご意見について事務局いかがでしょうか。

〔事務局〕 賃金室長

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

家内労働者を守るための工賃ですから、影響を考え、また、そういう人の声を詳しく聞いてきて、ご審議いただくというのが望ましいところかと思いますが、私どもが当たったところでも難しく、小林委員に行っていたところでも、難しかったと。その代わりにお話を聞いてきていただいたというところもあります。なくすということで、ちょっと不安になるところもあって、慎重な審議になると思いますが、私どもが今確認してきたところでは、このような報告、また遠藤委員からの報告を参考にご審議いただければありがたいなと思っております。以上です。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

はい、近田委員お願いします。

〔委託者側 近田委員〕

今、徳武委員の話を聞いて、なお理解が深まりました。

現在、最低工賃の価格がかなり現実と乖離をしているということで、実態としては、個々の取引の交渉で価格を決めていくということは、現状としては理にかなっているのかなというふうに理解をします。

先ほど申し上げましたように、私の立場で言うと、使用者側というよりも、どちらかというと、事業者に対する支援機関という観点でお話をさせていただきますと、実際に支援をしている先で、特に、製造業の小規模事業者は結構言い値で仕事をしているところが非常に多く、特に先ほどの審議会でもお話がありましており、労務費をなかなか価格で反映できていない実態があるんですね。それを経営支援の中で、労務費、しかもそれを時間単価で適正に、はじき出すっていうことを支援して、適正な価格交渉できるようにということを、経営支援の私ども活動の中で、そういったことをさせていただいています。

商工会議所さんもそうだと思いますけれども、そういった会の経営指導の中で、そういっ

た面で、この最低工賃に関わらず、できるだけかかったコスト、あるいは労務費、こういったことを反映できるような価格交渉ができるようにということは、私どもの活動の中でやっていきたいというふうに思います。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございました。実態に即した、またその感じたところでいろいろお話をいただきましてありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい、それではご意見、またご質問いただきましてありがとうございました。

状況につきましては共有していただけたかなというふうに思っております。

廃止に関する諮問をいただいておりますが、廃止ということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。皆様から大きなうなずきをいただきました。

では、続いて廃止の効力発生日について審議をさせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局〕 賃金室長

はい、廃止の場合の効力発生日についてご説明いたします。資料の最後の 11 番をご覧ください。令和 7 年度の答申日別最短効力発生予定日一覧表というものになります。本年 3 月 4 日に答申いただいた場合ですね、本日から異議申出ができる公示を行わせていただきます。その期間は法律上 15 日間となっております。資料にありますとおり、3 月 19 日が異議申出の締切日になります。そして、異議申出がなかった場合、厚生労働省の方に官報の公示依頼を実施します。

なお、ここで異議申出があれば、お集まりいただいて、ご審議いただくという流れになっております。資料の予定日は最短の場合となっておりますが、3 月 4 日の答申の場合、官報に公示されるのが最短で 4 月 13 日ということになります。なお、官報の公示には審査がありまして、多少日がずれるということは、あり得ますのでご了承ください。

最低工賃の廃止の効力発生日については、公示日に効力が生じるということになっております。よって、公示日の前日が最低工賃の効力を持っている適用日の最後ということになります。そのため、公示文には公示前日限り廃止することを決定と記載されることになっております。

ここで審議いただきたいのは、資料とその予定日の一覧は最短の場合で記載しておりますが、公示日は繰り下げることができますので、最短の場合、4 月 13 日が官報公示ということでここに書いてありますが、後日に繰り下げの必要があるかどうかということをご審議いただきたいと思います。

〔畠山部会長〕

はい、説明ありがとうございます。廃止の効力発生日についてですが、これまでいただい

たお話から、2つの最低工賃は既に実効性がなくなっていると考えられます。先送る必要はないと考えますので、資料の予定通り事務処理を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔各委員〕

異議ありません。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございます。ご承認いただいたということで、予定日一覧表に沿って事務処理をお願いしたいと思います。それでは、事務局において部会報告書の作成をお願いしたいと思います。

〔事務局〕 賃金室長

ただいま、その部会報告書の案をお配りさせていただきます。

家内労働部会の報告書案になります。読み上げさせていただきます。令和8年3月4日、新潟地方労働審議会会長畠山紀子殿、新潟地方労働審議会家内労働部会部会長畠山紀子、新潟県作業工具製造業最低工賃の廃止決定について、当部会は令和8年3月4日第1回新潟地方労働審議会家内労働部会を開催し、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当部会の委員は下記のとおりであるということで、皆さんの名前を下に書かせていただいております。この内容でよろしいでしょうか。

〔畠山部会長〕

はい、それではこの内容を今お読み上げしていただきましたが、この内容でよろしかったでしょうか。はい、ありがとうございます。

皆様のご協力によりまして、報告内容がまとめられました。感謝申し上げます。

では、12月11日に行われました新潟地方労働審議会において、地方労働審議会第6条第7項新潟地方労働審議会運営規定第10条第1項に基づき、家内労働部会の議決をもって審議会の議決にすることが確認されておりますので、この場で新潟労働局長宛に答申したいと思います。事務局答申案の作成をお願いいたします。

〔事務局〕 賃金室長

大変失礼しました。読み上げたのは作業工具だけでした。洋食器・器物の内容も同じです。申し訳ございません。

それでは答申文の案をお配りしたいと思います。これも作業工具と洋食器・器物の2つあります。

〔畠山部会長〕

はい、では事務局読み上げお願いいたします。

〔事務局〕 賃金室長

はい、令和8年3月4日、新潟労働局長福岡洋志殿、新潟地方労働審議会会長畠山典子、新潟県作業工具製造業最低工賃の廃止決定について答申ということで、本審議会は、令和8年2月4日付け新労発基 0204 第1号をもって諮問があった標記について、同年3月4日、新潟地方労働審議会家内労働部会を設け、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。なお、本審議に当たった地方労働審議会家内労働部会委員の説明は次のとおりである。

ということで、後ろに同じく別紙がつきまして、同じく新潟県洋食器・器物製造業最低工賃についても、会長から局長宛の答申ということで、同じ文面で、皆さんのお名前を載せた答申ということで作成しております。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございます。それでは今の内容で答申することとしてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは答申文案のとおり答申いたします。

〔事務局〕 室長補佐

審議の方どうもありがとうございました。それではですね、部会長と労働基準部長は中央の方をお願いいたします。

(答申文を部会長から部長へ手交)

〔事務局〕 室長補佐

どうもありがとうございました。引き続き議事の方お願いいたします。

〔畠山部会長〕

では、ただいま答申をさせていただきました。ありがとうございました。では、事務局から今後について説明をお願いいたします。

〔事務局〕 賃金室長

今後について説明させていただきます。先ほど説明させていただきましたとおり、本日から異議申出の公示を行い、受付を開始します。異議申出があった場合、部会を設けることになります。この場合、日程調整させていただきますので、ご承知の方よろしく申し上げます。異議申出がなかった場合、厚生労働省の方に、官報公示の依頼を実施します。

公示されるのが最短で4月13日です。その前日限りで廃止ということになります。説明は以上です。

〔畠山部会長〕

はい、ただいまの事務局からの説明に対しまして質問はありますでしょうか。よろしかったでしょうか。はい、ではないようでしたら次に議題の3としてその他に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 室長補佐

はい。それでは、事務局の方から、お願いということになります。議事録に関してです。

本日のこの会議の件、議事録として取りまとめます。その際に、署名をされる委員の方につきまして、議事録が確定次第、確認の署名の方をお願いすることになります。よろしくお願いをいたします。

議事録の内容に関してはですね、メールでお送りするようにいたします。届きましたらご確認の方お願いできればと思います。署名については、個別にメールによって調整をさせていただければというふうに考えています。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いをいたします。

令和8年度の最低工賃改正の計画についてです。8年度に関しては、新潟県横網ニット製造業最低工賃と新潟県男子婦人既製洋服製造業最低工賃が対象となっておりまして、これに関して実態調査を行って、その結果に基づいて改正もしくは廃止の検討をする見込みです。この2つについては、昨年度もご審議をいただいております、先ほどの説明にありましたとおり、15次の改正計画ですね。これが2年ごとに変ったということです。次年度の令和8年度において実施をする予定となっています。

実態調査については10月頃を予定しております。ご了解のほどよろしくお願いをいたします。以上です。

〔畠山部会長〕

はい、ありがとうございました。他に何かございましたでしょうか。ではなければ事務局にお返ししたいと思います。皆様、活発なご意見等ありがとうございました。

〔事務局〕 賃金室長

どうもご審議ありがとうございます。最後に、基準部長の中井の方からご挨拶させていただきたいと思います。

〔事務局〕 基準部長

基準部長の中井でございます。家内労働部会におきまして、2つの最低工賃について廃止

決定の答申をいただきました。この答申にあたりましては、公労使の委員、調査において非常にご協力をいただきまして、今回、速やかに最低工賃の廃止が決定いたしましたことをこの場を借りましてお礼申し上げます。また、来年度も引き続き最低工賃のご審議の方がございます。来年度も引き続き、最低工賃の決定に向けてのご協力の方を皆様よろしく願いたします。私からは以上でございます。

〔事務局〕 室長補佐

以上で家内労働部会終了といたします。地方労働審議会に続き、引き続きご参加いただきましてどうもありがとうございました。お疲れ様でした。